

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）3 月 9 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関すること
に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）2 月 1 3 日付けで諮問（第 8 3 7 号）された生活保護
法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関することに係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次
のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条
例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

鶴見警察署司法警察員から、刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づき捜査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、鶴見警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、保護の申請理由、保護開始日、保護受給の有無、保

護費支給方法，支給金額，電話番号

なお，照会書の照会事項の提供の必要性を捜査機関に確認し，本籍，通院先，通院履歴，その他参考となる事項については提供しないと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

鶴見警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した鶴見警察署司法警察員によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。また，捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について鶴見警察署司法警察員に問い合わせたところ，「捜査内容の詳細については回答できないが，現在，捜査中の覚せい剤所持事件について被疑者であり，薬物売買により金銭を得ている可能性がある。保護受給者であれば，薬物売買に係る金銭の流れを把握するため，経済状況を確認し，容疑の裏付けを行う必要がある。また，生活保護を受給しているのであれば，生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した鶴見警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の覚せい剤所持事件について被疑者であり、薬物売買により金銭を得ている可能性がある。保護受給者であれば、薬物売買に係る金銭の流れを把握するため、経済状況を確認し、容疑の裏付けを行う必要がある。また、生活保護を受給しているのであれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上